第 十	《治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)	政治資金
	》東京都選挙管理委員会告示第四十号	●東京都選

東京都選挙管理委員会令和三年四月九日

異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の

理団体 をした 氏名	   資金管理団体の   名称	異動事項	新	lθ	異重	协年月	日
志織	青山住まい党	政治団体の 名称	青山住まい党	緑香会	R3.	1.	15
勝	おなだか勝後援会	公職の種類	区議会議員	衆議院議員	R3.	2.	18
弘山	橋本弘山後援会	公職の種類	市長	市議会議員	R3.	2.	1
真尚	真友会	主たる事務所の所在地	世田谷区南烏山5-1-20	世田谷区駒沢3-7- 9	R2.	12.	30
克幸	松山かつゆき後 援会	主たる事務所の所在地	   渋谷区本町1-11-   1 1	渋谷区本町 1 - 5 8 - 4	R3.	2.	12
宗春	和田宗春君を育 てる会	主たる事務所の所在地	北区西が丘2-23-6	北区神谷1-28-8	R3.	2.	1
	を氏   志	をした 氏名	をした 氏名     する称     異動事項       志織     青山住まい党     政治団体の名称       勝     おなだか勝後援 会     公職の種類       弘山     橋本弘山後援会     公職の種類       真方会     主たる事務地       克幸     松山かつゆき後 所の所在地       京春     和田宗春君を育 主たる事務	をした 氏名     真並育理団体の 名称     異動事項     新       志織     青山住まい党     政治団体の 名称     青山住まい党       勝     おなだか勝後援 会     公職の種類     区議会議員       弘山     橋本弘山後援会     公職の種類     市長       真尚     真友会     主たる事務 所の所在地     世田谷区南烏山5-1 -20       克幸     松山かつゆき後 援会     主たる事務 所の所在地     渋谷区本町1-11- 11       宗春     和田宗春君を育     主たる事務     北区西が丘2-23-	をした 氏名     質量管理団体の 名称     異動事項     新     旧       志織     青山住まい党     政治団体の 名称     青山住まい党     緑香会       勝     おなだか勝後援 会     公職の種類     区議会議員     衆議院議員       弘山     橋本弘山後援会     公職の種類     市長     市議会議員       真尚     真友会     主たる事務 所の所在地     世田谷区南烏山5-1 -20     世田谷区駒沢3-7- 9       克幸     松山かつゆき後 援会     主たる事務 所の所在地     渋谷区本町1-11- 11     渋谷区本町1-58- 4       宗春     和田宗春君を育     主たる事務 主たる事務     北区西が丘2-23-北区神谷1-28-8	をした 氏名     関金官理団体の 名称     異動事項     新     旧     異動事項       志織     青山住まい党     政治団体の 名称     青山住まい党     緑香会     R3.       勝     おなだか勝後援 会     公職の種類 会     区議会議員     衆議院議員     R3.       弘山     橋本弘山後援会     公職の種類 市長     市長     市議会議員     R3.       真尚     真友会     主たる事務 所の所在地     世田谷区南烏山5-1 -20     世田谷区駒沢3-7- 9     R2.       克幸     松山かつゆき後 接会     主たる事務 所の所在地     渋谷区本町1-11- 11     渋谷区本町1-58- 4     R3.       宗春     和田宗春君を育     主たる事務 主たる事務     北区西が丘2-23-     北区神谷1-28-8     R3.	をした 氏名     は金子田団体の名称     異動事項     新     旧     異動年月       志織     青山住まい党     政治団体の名称     青山住まい党     緑香会     R3. 1.       勝     おなだか勝後援会     公職の種類 区議会議員     衆議院議員     R3. 2.       弘山     橋本弘山後援会     公職の種類 市長     市議会議員     R3. 2.       真尚     真友会     主たる事務 所の所在地 ー20     世田谷区南烏山5ー1 世田谷区駒沢3ー7ー R2. 12.       克幸     松山かつゆき後接会     主たる事務 所の所在地 1 1 1 2 2 2 2 3 2 2 2 2 3 2 2 2 2 3 2 2 2 2

●東京都選挙管理委員会告示第四十一号●東京都選挙管理委員会告示第四十一号○東京都選挙管理委員会告示第四十一号○東京都選挙管理委員会告示第四十一号○東京都選挙管理委員会告示第四十一号

東京都選挙管理委員

会

令和三年四月九日

### 1 法第19条第3項第1号による届出

	理団体の届出をし た者の氏名	資金管理団体の名称	取	消年月	П
羽田	次郎	羽田次郎後援会	R2.	12.	31
吉野	芳子	吉野芳子とわいわいくらぶ	Н31.	3.	19

### 2 法第19条第3項第2号による届出

資金管	管理団体の届出をし た者の氏名	資金管理団体の名称		管理団体 った年	
高椙	健一	高椙健一友の会	R2.	12.	31
高松	智之	高松さとし後援会	R2.	12.	28
藤井	真尚	真友会	R2.	12.	30

### 則 公

規

東京都道路交通規則の一部を改正する規則を公布する。 令和3年4月9日

東京都公安委員会

2

委員長 분 # 久美子

## ●東京都公安委員会規則第3号

東京都道路交通規則の一部を改正する規則

会規則第9号)の一部を次のように改正する。 別表第2中 東京都道路交通規則(昭和46年11月30日東京都公安委員

王子金町江 戸川線 葛飾区東金町三丁目7番地先から葛 立区東和五丁目6番地先まで 足立区西新井六丁目1番地先から足 飾区金町六丁目13番地先まで 4

戸川線 葛西沖線 千住小松川 王子金町江 江戸川区臨海町一丁目地先から江戸 立区東和五丁目6番地先まで 川区臨海町一丁田地先また 飾区金町六丁目13番地先まで 葛飾区東金町三丁目7番地先から葛 足立区西新井六丁目1番地先から足 3

8 区道A-02 江戸川区臨海町二丁目 4番地先から江戸川区臨海町四丁目 1番地先まで

4

5 4 3 2  $\widehat{\Xi}$ 

区道A-( 50 8 区道A-02 江戸川区臨海町二丁目 4番地先から 江戸川区臨海町四丁目 1番地先まで 江戸川区臨海町一丁目4番地先から 江戸川区南葛西三丁目22番地先まで

<u>~</u>

41

の3及び同表の適用については、なお従前の例による。

## ●東京都公安委員会告示第129号

より次のとおり告示する。 づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定に 会規則第3号。以下「規則」という。) 第1条の規定に基 技能検定員審査等に関する規則 (平成6年国家公安委員 4

令和3年4月9日

東京都公安委員会

委員長 # 久美 4

審査の種類

- 大型自動車免許技能檢定員審査

中型自動車免許技能檢定員審査

- 準中型自動車免許技能檢定員審査
- 普通自動車免許技能檢定員審查 大型特殊自動車免許技能検定員審査
- 大型自動二輪車免許技能檢定員審査
- 普通自動二輪車免許技能檢定員審査
- 牽引免許技能檢定員審查

8 3 6

審査を受けようとする者の資格

 $\sim$ 

改める。

浬

- この規則は、令和3年4月10日から施行する。 靐
- に掲げる道路を通行した自動車についての新規則第2条 京都道路交通規則(以下「新規則」という。) 別表第2 この規則の施行の日前に、この規則による改正後の東

ယ

審査項目及び審査細目

る運転免許証を提示できる者であること。

することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係

受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転

 $\widehat{\Box}$ 

技能検定に関する技能

技能検定員として必要な自動車の運転技能

自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能

### 示 公

2

技能検定に関する知識

教則の内容となっている事項

告

Н か

自動車の運転技能の評価方法に関する知識

技能検定の実施に関する知識

自動車教習所に関する法令についての知識

項第1号若しくは第2号のいずれかの規定に該当する者 審査細目の免除 規則第17条第1項若しくは第2項又は附則第3条第1

(1) 田栗

Ŋ

審査の日時及び場所

日)までの間のうち、申請書提出時において指定する 令和3年5月10日 (月曜日) から同月14日 (金曜

2 場所

日季

番地の1) 警視庁府中運転免許試験場(府中市多磨町三丁目1

- 6 申請手続
- (1) 申請書類
- ア 申請書 (規則別記様式第1号の審査申請書とす
- 写真 (申請前6月以内に撮影した無帽、正面、  $\vdash$

の長さ2.4センチメートルのもの) 三分身、 無背景の緑の長さ3.0センチメートル、 撤

- 2 受付日時 審査細目が免除される者は、これを証明する書面
- 3 受付場所

日)の午前9時30分から午後4時まで 令和3年4月22日 (木曜日) 及び同月23日 (金曜

警視庁運転免許本部運転者教育課(府中市多磨町三

丁目1番地の1)

申請に関する注意事項

**(4**)

- いて、令和3年4月12日(月曜日)から配布する。 ただし、日曜日及び土曜日を除く。 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課にお
- 写真は、申請書に貼り付けること
- か 提出書類は、本人が直接持参すること。
- 運転免許証を提示すること
- 審查手数料

第2 1の項備考2に規定する額を減額する 視庁関係手数料条例(平成12年東京都条例第99号)別表 の他の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあっ 検定員審査を受けようとする者にあっては19,500円、そ 検定員審査又は準中型自動車免許技能検定員審査を受け ては14,700円。ただし、審査細目を免除される者は、 ようとする者にあっては23,400円、普通自動車免許技能 大型自動車免許技能檢定員審查、中型自動車免許技能 刻目

- $\infty$ 携行品及び服装
- <u>1</u> 携行品
- 運転免許証

- ~ 筆記用具
- $\widehat{\mathcal{F}}$ 黒色又は青色のボールペン
- (イ) 赤色のボールペン
- 2 服装

自動車の運転に支障のない服装

合格証明書の交付

9

格証明書を交付する。 合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合

問合せ先

10

警視庁運転免許本部運転者教育課

馬馬語 03 (3581) 4321 内線7250-5265

# ◉東京都公安委員会告示第130号

定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項に 会規則第3号。以下「規則」という。) 第10条第1項の規 おいて準用する規則第2条の規定により次のとおり告示す 技能検定員審査等に関する規則 (平成6年国家公安委員

令和3年4月9日

東京都公安委員会

委員長 久美子

- 審査の種類
- 大型自動車免許教習指導員審査

1

- 中型自動車免許教習指導員審査
- 準中型自動車免許教習指導員審査
- 普通自動車免許教習指導員審査

4 3 2

5

大型特殊自動車免許教習指導員審査

- 6 大型自動二輪車免許教習指導員審査
- 普通自動二輪車免許教習指導員審査

3

- 牽引免許教習指導員審査
- 審査を受けようとする者の資格

2

る運転免許証を提示できる者であること。 することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係 受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転

審査項目及び審査細目

ယ

<u>-</u> 教習に関する技能

教習指導員として必要な自動車の運転技能

- う。)に必要な教習の技能 技能教習(自動車の運転に関する技能の教習をい
- 学科教習(自動車の運転に関する知識の教習をい
- 2 教習に関する知識

う。)に必要な教習の技能

に関する知識 教則の内容となっている事項その他自動車の運転

- 自動車教習所に関する法令についての知識
- 教習指導員として必要な教育についての知識
- 4 審査細目の免除

項第3号から第5号までのいずれかの規定に該当する者 規則第17条第1項若しくは第4項又は附則第3条第1

(1) 日票

5

審査の日時及び場所

令和3年5月10日 (月曜日) から同月14日 (金曜

- 日)までの間のうち、申請書提出時において指定する
- 2 揚所

43 令和3年4月9日(金曜日) 東 京 都 公 報 (第17313号) 6 (4) 申請に関する注意事項 指導員審査又は準中型自動車免許教習指導員審査を受け 3 2 指導員審査を受けようとする者にあっては11,850円、 ようとする者にあっては14,550円、普通自動車免許教習 申請手続 番地の1) か 日)の午前9時30分から午後4時まで 大型自動車免許教習指導員審査、中型自動車免許教習 「目1番地の1) 申請書類 いて、令和3年4月12日(月曜日)から配布する。 受付場所 ただし、日曜日及び土曜日を除く。 警視庁運転免許本部運転者教育課(府中市多磨町三 令和3年4月22日(木曜日)及び同月23日(金曜 の長さ2.4センチメートルのもの) 三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、 警視庁府中運転免許試験場(府中市多磨町三丁目1 申請書(規則別記様式第1号の審査申請書とす 写真は、申請書に貼り付けること 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課にお 提出書類は、本人が直接持参すること。 審査細目が免除される者は、これを証明する書面 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、 運転免許証を提示すること ψ 擮  $\vdash$ 10 <u>1</u> 2 格証明書を交付する。 問合せ先 令和三年四月九日 服装 更の届出について

の他の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあっ 第2 1の項備考3に規定する額を減額する 視庁関係手数料条例(平成12年東京都条例第99号)別表 ては9,650円。ただし、審査細目を免除される者は、 摦 三

- 携行品及び服装
- 携行品
- 運転免許証
- 筆記用具 (黒色又は青色のボールペン)

自動車の運転に支障のない服装

合格証明書の交付

合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合

警視庁運転免許本部運転者教育課

電話 03 (3581) 4321 内線7250-5265

## 公

告

認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変

十二条の三の規定により、 条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出があったの に関する規則 特定非営利活動促進法 同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行 (平成十年東京都規則第二百四十三号) 第二 (平成十年法律第七号) 第五十三 次のとおり公告する。

東京都知事 小 池 百 合

子

特定非営利活動法人パルシック

代表者の氏名 禮子、穂坂

主たる事務所の所在地

東京都千代田区神田淡路町一丁目七番地十一 東洋ビ

ル

名称

特定非営利活動法人フレンズ・オヴ・アニマルズ

代表者の氏名

舘田 潤子

三 主たる事務所の所在地

東京都町田市上小山田町百六十四番地二 舘田方

四 その他の事務所の所在地

上三〇五号 東京都町田市忠生三丁目十八番地一 コーポラス坂の

特定非営利活動法人日本免疫学会

代表者の氏名

小安 重夫

 $\equiv$ 主たる事務所の所在地

東京都千代田区神田和泉町一番地四の二 K U M A K

Iビル二階

開発行為に関する工事の完了について

項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一

三羽村市五ノ神二丁目九番二十

福生市加美平二丁目十四番

代表取締役

松林

重行

開発区域又は工区に

含まれる地域の名称

完了した。

令和三年四月九日

東京都多摩建築指導事務所長

浅

勉

項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、

都市計画法

(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第

及び同番十五

立川市栄町五丁目十八番十一

開発行為に関する工事の完了について

武蔵村山市中原一丁目十六番

青梅市藤橋一丁目四百十七

### 完了した。

## 令和三年四月九日

# 東京都多摩建築指導事務所長

浅

井

勉

同番六、

百四番一及び同

地の三十一

含まれる地域の名称開発区域又は工区に

三まで、同番七及び同番八 前千五百九十二番一から同番 西多摩郡瑞穂町大字石畑字砂 株式会社アーネストワン 二十二号 西東京市北原町三丁目 住所及び氏名許可を受けた者の

二番

六十九番二
昭島市松原町五丁目二千九百

同番二十 及び同番

京 都 公

七番三、 武蔵村山市三ツ藤三丁目四十

東

報

千葉県千葉市美浜区ひび野 新日本建設株式会社 丁目四番三 代表取締役 髙見

克司

西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ

有限会社吉泰 佐々木隆行

羽村市羽中四丁目五百三番三

二十四地先 二十三、同番 十

·四及び同番 番地十九

取締役取締役 ハウジング 澤田

亮

青梅市千ヶ瀬町一丁目百三番 青梅市東青梅四丁目十七番

代表取締役 株式会社中尾 中尾

信

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一

項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、

都市計画法

(昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第

代表取締役 山野井株式会社山一建設

令和三年四月九日

優

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井

勉

住所及び氏名

含まれる地域の名称開発区域又は工区に

福生市加美平二丁目十四 番

立川市幸町一丁目 代表取締役 山野井株式会社山一建設 二十一番 優

株式会社アスティーク 代表取締役 宮谷 祐介

開発行為に関する工事の完了について

同番十四まで

項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第

完了した。

住所及び氏名許可を受けた者の

令和三年四月九日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井

勉

含まれる地域の名称 開発区域又は工区に 住所及び氏名許可を受けた者の

十二番 同番四、同番五及び七千百八 千百八十番一の一部、同番二、 国立市大字谷保字下モ峯下七 株式会社飯田産業 武蔵野市境二丁目 代表取締役 千葉雄一 番 郎 号

開発行為に関する工事の完了につい

項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、

完了した。

令和三年四月九日

東京都多摩建築指導事務所長

浅

勉

含まれる地域の名称開発区域又は工区に

東久留米市下里五丁目五百六

練馬区石神井町二丁目

十

住所及び氏名許可を受けた者の

五十二番一及び同番四番七、五百四十五番九、 五百 代表取締役 日一建設株式会社 六番十一号  $\Box$ 忠美

番十一地先及び同番十二から番四、同番十、同番十、同番十一、同稲城市大字矢野口字根方二千 代表取締役 小寺タクトホーム株式会社 西東京市東伏見三丁目六番 裕

番一、八百四十番一、同番二 清瀬市中里五丁目八百三十九 清瀬市中里五丁目八百四 一番地 清瀬市長 渋谷金太郎

番五、八百四十四番一、同番四十二番一、同番三の一部、同十二番一の各一部、八百四十二番一の各一部、八百四十二番一の各一部、八百四十二番一の各一部、

令和3年4月9日(金曜日) 東 京 都 公 報 (第17313号) 45 十三番三、同番五から同番七同番五十七、同番五十八、二 まで及び同番二十六 から同番三まで、同番三十九、府中市南町三丁目二十二番一 完了した。 十八番五及び三十九番十七一、同番一地先、同番二、三 番五から同番九まで、八百四八百四十五番一、同番三、同 西東京市芝久保町四丁目二千 項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、 府中市白糸台四丁目三十七番 及び同番百四十一 十 東久留米市幸町四丁目十六番 番 びに中清戸四丁目八百四十七 十六番一、同番五、同番九並 二十八番三十四の各一部 百二十六番二の一部、同番十 一の一部、 並びに同番十二及び二千百 中市南町三丁目二十二番一 Ŧī. 開発区域又は工区に 令和三年四月九日 市計画法 含まれる地域の名称 (第一工区) 同番二十、 開発行為に関する工事の完了について 開発行為に関する工事の完了について 同番三、 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第 東京都多摩建築指導事務所長 同番九十二 同番四、 代表取締役 加賀美誠賀建設株式会社 誠賀建設株式会社十二番地四十 十二番地四十 株式会社飯田産業 誠賀建設株式会社 十二番地四十 十二番地四十 小平市鈴木町一丁目四百七 武蔵野市境二丁目 小平市鈴木町一 代表取締役 代表取締役 代表取締役 浅 住所及び氏名許可を受けた者の 井 千葉雄二 加賀美 加賀美 丁目 番 四百. 勉 郎 号 誠 誠 誠 の一部並びに同番三十五から府中市浅間町二丁目十二番五 十 四 九同番四十四まで及び同番六十 関歴等を下記のとおり公告する の規定により、東京都労働委員会あっせん員候補者の氏名 百八十五番二十三及び同番二 百八十四番九の一部、二千四 西東京市住吉町三丁目二千四 完了した。 項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は 労働関係調整法施行令 都市計画法 令和3年4月9日 含まれる地域の名称 開発区域又は工区に 令和三年四月九日 (第二工区) 東京都労働委員会あっせん員候補者の氏名等 について (昭和四十三年法律第百号) 東京都多摩建築指導事務所長 (昭和21年勅令第478号) 東京都労働委員会 会長長  $\stackrel{\bigcirc}{=}$ 代表取締役 平野株式会社細田工務店 七号フェアロージュ北沢三 世田谷区北沢五丁目十三番 五番二十一号 杉並区阿佐谷南三丁目三十 佣 浅 住所及び氏名 許可を受けた者 井 # 第 康 一十九条第 平野富士雄 菊池 第4条 摊 勉 0) 武彦

	氏 名	職・経 歴	(令和3年3月2日現在)   委嘱年月日
ままき 青木	<sup>まきお</sup> 正男	サービ	平成29年12月5日
あらい 新井	後光	W	平成29年12月5日
安藤	でつま	東京都労働委員会委員 自動車総連東京地方協議会議長	平成29年12月5日
数田	んずみ	東京都労働相談情報センター八王子事務所長	令和2年4月7
井下されて	をはお	東京都労働委員会委員 東京都中小企業経営者協会理事·事務局長	平成23年6月7日
年によって	が発	会事業局上	平成29年12月5日
黒なる。	子青	東京都労働委員会委員 弁護士(東京弁護士会)	平成27年12月4日
想な 無点	東生	東京部労働委員会委員 ㈱毎日新聞社終身名警職員・ジャーナリスト	平成23年12月2日
上だ 現象	光きがある	東京都労働委員会委員 明治ホールディングス㈱顧問	令和元年12月2日
業権	をでき	東京都労働相談情報センター大崎事務所長	令和2年4月7日
为世	を必ずな	東京都労働委員会委員 ㈱資生堂社友	平成23年12月2日
第55·5 梅内	かのり克範	東京都労働委員会委員 大崎電気工業㈱社友	平成23年6月7日
ままつか 大塚	博文	東京都労働委員会委員 日本出版労働組合連合会元副中央執行委員長	平成25年12月4日
ままつか 大塚	上がき	東京都産業労働局雇用就業部連絡調整担当課長	平成31年4月9日
<b>海</b> になま	0.88 浩 <b>希</b>	東京都労働相談情報センター亀戸事務所長	平成29年4月4日
まり 見男	oreas 秀明	東京都労働委員会委員 UAゼンセン東京都支部参与	平成29年12月5日
かきうち 垣内	為介	東京都労働委員会委員 東京大学大学院法学政治学研究科教授	令和3年3月2
がとう	<sup>歩つま</sup> 節夫	東京都労働委員会委員 日本ダイカスト工業協同組合常任理事	平成25年12月4日
かない金井	東雄	東京都労働委員会会長代理 元札幌高等裁判所長官	平成29年12月5日
******* 上村	ときのに時彦	東京都労働委員会委員 全水道東京水道労働組合特別執行委員	平成27年12月4日
<sup>∌ъъъ</sup> ⊁ ∭Е	青司	東京都労働委員会委員 J A M東京千葉顧問	平成30年6月5
H #d##	たくゆき	東京都労働委員会委員 筑波大学ビジネスサイエンス系教授	平成25年12月4日
が必然	業実	東京都労働委員会委員 早稲田大学法学学術院教授	平成25年8月27日
久保	じゅんいちろう 潤一郎	東京都労働委員会委員 連合東京労働政策局長	平成29年12月5日
無力能田	東学	東京都労働委員会委員 東日本電信電話㈱社友	令和元年12月2日
はまる。	じるう 二 <b>朗</b>	東京都労働委員会委員 TFペイメントサービス㈱顧問	令和元年12月2日

水井の	**	啓** 日**	禁った田田	きぶち巻淵	外面	かるた 廣田	理学ののもの	<u>  </u>	がある。	野田	西田	土屋	たんの 丹野	たむら 田村	高本	がかはし	おがはし	が発生が発	を藤	香藤	近藤	近藤	非なな。	小林	光前
学総番	样史	水水素素	<u> </u>	・『単一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	二季	<u> </u>	表表	ひろみ	まきみち	する。	ゆういちろう 雄一郎	本。 東ない	剪字	たつひき 達久	賢司	禁	宏之	真理子	が (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	好行	™***	たかし 草史	が数	ましひろ義浩	幸~************************************
東京都労働委員会事務局審査調整法務担当課長	東京都労働委員会委員 弁護士 (第一東京弁護士会)	東京都労働委員会事務局長	東京都労働委員会委員東京都中小企業団体中央会副会長	東京都労働委員会委員 弁護士 (第一東京弁護士会)	東京都労働委員会委員 電機連合東京地力協議会特別常任幹事	東京都労働委員会事務局審査調整課主任	東京都労働委員会委員事務局調整担当課長	東京都労働委員会事務局審査調整課課長代理 (調整担当)	東京都労働委員会委員 ㈱東商サポート&サービス顧問	東京都労働委員会委員 中央大学法学部教授	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課長	東京都労働委員会事務局審査調整課課長代理 (調整担当)	東京都労働委員会事務局審査調整課課長代理 (調整担当)	東京都労働委員会委員 早稲田大学法学学術院教授	東京都労働相談情報センター所長	東京都労働委員会事務局審査調整課課長代理 (調整担当)	東京都労働委員会委員 東京地下鉄労働組合顧問	東京都労働委員会事務局審査調整法務担当課長	東京都労働委員会委員東京都電力総連会長	東京都労働委員会委員 情報労連東京都協議会特別幹事	東京都労働委員会委員事務局審查調整課長	東京都労働委員会委員 弁護士(第二東京弁護士会)	東京都労働相談情報センター池袋事務所長	東京都労働相談情報センター国分寺事務所長	東京都労働委員会委員 弁護士(東京弁護士会)
令和元年10月1日	平成29年12月5日	平成31年4月9日	令和元年12月2日	平成29年12月5日	令和元年12月2日	平成24年4月3日	平成31年4月9日	平成30年4月3日	平成29年12月5日	平成27年5月12日	令和2年12月15日	平成28年4月5日	令和2年4月7日	令和元年12月2日	平成31年4月9日	平成31年4月9日	平成29年12月5日	平成30年7月3日	令和元年12月2日	令和元年12月2日	平成29年4月4日	平成27年12月4日	令和2年4月7日	平成30年4月3日	平成25年12月4日

	<b>共名</b>	現 職・経 歴	委嘱年月日
水町	勢いちろう	東京都労働委員会会長代理 東京大学社会科学研究所教授	平成23年1月25日
上海	学学	東京都労働委員会委員 全日本空輸㈱社友	平成29年12月5日
村上	英一	東京都労働委員会事務局法務専門課長	平成27年4月7日
が記	oubst 着 给L©	東京都產業労働局雇用就業部長	令和2年4月7日
が森	tt 6.5 抬美	東京都労働委員会委員 全労連・全国一般労働組合東京地方本部中央執行委員長	平成27年12月4日
<b>₱</b> んま 門馬	<sub>たかし</sub> 草	東京都労働委員会委員 鹿島建設㈱社友	平成25年12月4日
山中	ずって	東京都労働委員会事務局担当部長 <総務課長事務取扱>	平成31年4月9日
<del> </del> <del> </del> <del> </del>	キ恵子	東京都労働委員会委員 UAゼンセン東京都支部参与	令和元年12月2日

### 雑

### 報

る規程を公布する。東京都職員共済組合の職員に関する規程の一部を改正す

## 理事長

多羅尾

光

睦

東京都職員共済組合

令和三年四月九日

東京都職員共済組合の職員に関す◎東京都職員共済組合規程第四号

東京都職員共済組合の職員に関する規程(平成七年東京部を改正する規程)の職員に関する規程の一東京都職員共済組合の職員に関する規程の一

別記第一号様式中「争ゆ촒站当」を「争ゆ촒站」に、都職員共済組合規程第八号)の一部を次のように改正する

第2号様式(第19条、第20条関係)(表)

超過勤務等命令簿

 IV S	新務命令·	14:	160		確	認		枢	過勤	務		週休日変更		超過勤務(	(60時間超)	休日勤務	夜 勤	or an en el a	letc (r)
- 18	勤務実績時 間	時	間	勤務內容	課 長代 男	命 令 権 者	100分の125	100分の150	100分の135	100分の160	100分の100	100分の25	緊	100分の25	100分の15	100分の135	100分の25	休日勤務	
命令	時 分から 時 分まで						時間分	時間 分	時間 分	時間分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間分	時間分	時間	分
離認	時 分から 時 分まで																		
命令	時 分から 時 分まで						時間 分	時間 分	時間 分	時間分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間分	時間分	時間分	時間	分
雜認	時 分から 時 分まで																		
命令	時 分から 時 分まで						時間分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間分	時間分	時間分	時間	分
確認	時 分から 時 分まで							•											
命令	時 分から 時 分まで						時間分	時間 分	時間 分	時間分	時間 分	時間分	時間 分	時間 分	時間 分	時間分	時間分	時間	分
能認	時 分から 時 分まで																		
命令	時 分から 時 分まで						時間分	時間 分	時間 分	時間分	時間 分	時間分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間分	時間	分
離認	時 分から 時 分まで																		
命令	時 分から 時 分まで						時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間	分
離認	時 分から 時 分まで																		
命令	時 分から 時 分まで						時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間分	時間 分	時間	分
雅認	時 分から 時 分まで																		
命令	時 分から 時 分まで						時間分	時間 分	時間 分	時間分	時間 分	時間 分	時間分	時間 分	時間 分	時間分	時間分	時間	分
確認	時 分から 時 分まで																		
命令	時 分から 時 分まで						時間分	時間 分	時間 分	時間分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間分	時間	分
雅認	時 分から 時 分まで																		
				urb.	mı o								超過勤務 100分の5					6時間以下 6	6時間超
				li di	(n) if	T	時間	時間	時間	時間	時間	時間		時間	時間	時間	時間	IFI	þ
0 後者	○ 分 命令 確認 命令	# 4	新		物		(本 )   (***)					6 合 を	**** *** *** *** *** *** *** *** ***	************************************	100分の150   100分の15	************************************	1	1	# 2

\*勤務実績欄は、勤務命令の時間と実際の勤務時間が異なるときに記入すること。

(日本産業規格A列4番)

(進)

				勤務	ΑΑ.						産 認		超	過期	務		週休日変更		超温勤務(	(60時間超)	休日勤務	夜 鰤		$\neg$
助日		命令 者	分分	勤務	実 績	休時	憩間	勘内	務容	課	長命 令	100分の125	100分の150	100分の135	100分の160	100分の100	100分の25	累計	100分の25	100分の15	100分の135	100分の25	管理職員等の 休日勤務等	
71			$\vdash$		[6]		- ' '	rı	45	代	理権 者	14499	************	,	111,2011111	***************************************	,		,,,	,	11197-1100			
月	В		命令		き 分から き 分まで		<ul><li>分から</li><li>分まで</li></ul>					時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間	分
			確認		寺 分から 寺 分まで		<ul><li>分から</li><li>分まで</li></ul>																	
月	Ħ		命令		寺 分から 寺 分まで		<ul><li>分から</li><li>分まで</li></ul>					時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間 分	時間 分	時間分	時間分	時間 分	時間分	時間	分
			雅祕		寺 分から 寺 分まで		: 分から : 分まで																	
Я	В		命令		寺 分から 寺 分まで		<ul><li>分から</li><li>分まで</li></ul>					時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間 分	時間 分	時間 分	時間分	時間分	時間分	時間	分
			確認		寺 分から 寺 分まで		<ul><li>分から</li><li>分まで</li></ul>																	
月	В		命令		寺 分から 寺 分まで		<ul><li>分から</li><li>分まで</li></ul>					時間分	時間分	時間 分	時間分	時間分	時間 分	時間 分	時間分	時間分	時間分	時間 分	時間	分
			確認		き 分から き 分まで		: 分から : 分まで																	
月	В		命令		き 分から き 分まで		<ul><li>分から</li><li>分まで</li></ul>					時間分	時間分	時間 分	時間分	時間分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間分	時間 分	時間	分
			確認		寺 分から 寺 分まで		<ul><li>分から</li><li>分まで</li></ul>																	
Я	В		命令		寺 分から 寺 分まで		<ul><li>分から</li><li>分まで</li></ul>					時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間	分
			雅認		寺 分から 寺 分まで		<ul><li>分から</li><li>分まで</li></ul>																٠	
月	В		命令		寺 分から 寺 分まで		<ul><li>分から</li><li>分まで</li></ul>					時間分	時間分	時間 分	時間分	時間分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間分	時間	分
			確認		き 分から き 分まで		<ul><li>分から</li><li>分まで</li></ul>																	
月	В		命令		き 分から き 分まで		<ul><li>分から</li><li>分まで</li></ul>					時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間	分
			部		き 分から 寺 分まで	時	<ul><li>分から</li><li>分まで</li></ul>																•	
月	В		命令		き 分から 寺 分まで		<ul><li>分から</li><li>分まで</li></ul>					時間 分	時間分	時間 分	時間 分	時間分	時間 分	時間 分	時間 分	時間分	時間分	時間 分	時間	分
			雅認		寺 分から 寺 分まで		<ul><li>分から</li><li>分まで</li></ul>																•	
月	В		命令		寺 分から 寺 分まで		<ul><li>分から</li><li>分まで</li></ul>					時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間分	時間分	時間	分
			確認		寺 分から 寺 分まで		i 分から i 分まで																	
Я	В		命令		寺 分から 寺 分まで		<ul><li>分から</li><li>分まで</li></ul>					時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間	分
			離認		き 分から き 分まで		<ul><li>分から</li><li>分まで</li></ul>																	

\*勤務実績欄は、勤務命令の時間と実際の勤務時間が異なるときに記入すること。